

勝俣大紀議員

第1 標題 地域防災計画について

第1 標題(1 回目) 地域防災計画について

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、「地域防災計画について」質問いたします。

令和8年1月には上野原市と大月市に跨る扇山で396ヘクタールを焼失するという山林火災が発生し、さらに5月には隣町の西桂町倉見山で山林火災が発生したことは記憶に新しいと思います。消防本部や自衛隊、さらには地域消防団等をはじめとする消火活動への御尽力もあり、幸いにして近隣集落への大きな影響は免れたものの、いつ、どこで、予期せぬ災害が発生するかは他人事ではない状況であることを再認識したところであります。

また、地球温暖化による異常気象によって、局地的な暴風雨や落雷、一方では水不足になるほどの降水量の減少など、各地域にさまざまな現象が生じています。本市では、それらに加えて富士山噴火や南海トラフ巨大地震への警戒や防災対策が必要だと考えられています。テレビ報道においても富士山噴火に関する特集番組が放映されるなど、全国的にも富士山噴火や大地震への危機感が高まっているものと感じています。

そこで、改めて本市の地域防災計画を確認しますと、平常時から災害発生時、さらには避難所運営に至るまで、自主防災組織が地域防災の中核として位置付けられていることが分かります。平常時には、防災知識の普及や訓練、要配慮者支援、地域コミュニティづくりなどが求められ、発災時には、初期消火、避難誘導、救出救護、避難所運営など、多くの役割が期待されております。

さらに、地域防災計画の地震編や火山編では、東西分断、降灰、徒歩避難、観光客対応、帰宅困難者対応など、より複雑で高度な対応まで自主防災組織との連携が前提となっております。

しかしながら、地域では自主防災組織の高齢化、担い手不足、組織の形骸化、実践的訓練不足、などを懸念する声も聞かれます。計画上は多くの役割が示されている一方で、「実際に、誰が、何を、どの順番で行うのか」が、現場レベルでは十分整理されていないようにも感じます。

そこで、私といたしましては、災害時に地域住民同士が支え合う「共助」の重要性がこれまで以上に高まっているなか、各地区の自主防災組織と防災士が連携すること

で、自主防災組織の運営が実効性のあるものに繋がると捉えています。そのためには、防災士の養成を継続して実施し、かつ各自主防災組織との連携体制（仲介・コーディネート）の構築を行政主導で推進いただきたいと思います。市の考えを伺います。

次に、地域防災計画では「自らの命は自らが守る」という考え方のもと、防災意識の普及を図るものとしております。また、災害時には正常性バイアスが働くことによって避難行動が遅れることも指摘されており、平時からの継続的な防災教育や実践的な訓練が重要であると示されています。

毎年9月に実施される富士吉田市総合防災訓練では、訓練・関連イベントにおいて、延べ2,500人規模の市民参加をいただき、訓練を重ねている一方で、地域によっては、訓練内容や参加率に差があり、形式的な訓練になっているとの指摘もあります。

そこで、地震避難訓練や火山災害訓練、要配慮者支援訓練などの実施状況と多くの市民が参加できる方法、さらに、訓練後の検証や課題改善をどのように行っているのか伺います。また、防災出前講座やハザードマップの説明など、市民への防災啓発は大変重要であり、多くの市民に受講してもらいたいと考えますが、現在それらをどのように進めているのか伺います。

次に、本市は多くの観光客が訪れる観光都市であり、災害発生時には、地域住民だけでなく、観光客や外国人、帰宅困難者の一時滞留者が発生し、各地区の避難所を運営する自主防災組織の対応が極めて重要になると考えられます。

特に、下吉田駅や新倉山浅間公園周辺、本町通りなど、多くの外国人観光客が滞在する地域では、大規模災害発生時に帰宅困難者や一時滞留者が発生することも想定されています。この外国人等の帰宅困難者に対する避難誘導や情報提供について、避難マニュアル整備、多言語対応、事業者との連携、一時滞在施設確保などをどのように進めているのか伺います。

以上、地域防災計画を通して確認しますと、本市の地域防災は、「自主防災組織が機能すること」を前提として成り立っております。だからこそ、「実際に動ける自主防災組織」をどのように構築し、支えていくのかが極めて重要であると考えます。以上で、一回目の質問といたします。

1 回目の市長答弁

勝俣大紀議員の地域防災計画についての御質問にお答えします。

まず、自主防災組織と防災士の連携に伴う防災士の継続的な養成についてであります。現在、本市に在住する防災士の総数は71名であり、富士吉田防災士会を始め、各自が勤務先等での活動を含め様々な形で防災士としての知見を生かし、御活躍いただいているものと認識しております。

防災士の継続的な養成につきましては、甲斐の国・防災リーダー養成講座を活用し、毎年3名から5名程度の防災士を養成しているところであります。

また、自主防災組織と防災士との連携には、防災士の資格を有した方々に富士吉田防災士会へ登録をしていただき、地域防災に対して、御協力いただける体制を構築することがまずもって必要なことであると認識しております。ただいま答弁申し上げましたとおり、本市在住の防災士は71名の方々がいらっしゃいますが、現在、富士吉田防災士会に登録されている方は22名となっております。このため、資格を有していながら防災士会に登録をされていない方々に対し、防災士会の意義や重要性について説明し、防災士会への参加を強くお願いしているところであります。勝俣議員御提案のとおり、各地区の自主防災組織と防災士が連携することで、自主防災組織の活動に実用性が高まり、防災力の向上が図られるものと考えておりますので、引き続き、防災士会を通じての能動的なマッチング等に努めてまいります。

次に、各種訓練の実施状況についてであります。例年、5月のLアラート情報伝達訓練を始め、6月には富士山五合目初動対応訓練及び水害広域情報伝達訓練、8月には避難所運営及び閉鎖訓練、9月には富士吉田市総合防災訓練・火山防災図上演習訓練、11月には県及び近隣市町村との火山防災情報伝達訓練、12月には医療システム情報伝達訓練などの防災訓練を重ねているところであります。

また、防災訓練への市民参加を拡充する方法といたしましては、現在、各学校、企業、施設、病院などそれぞれが防災訓練を各自で行っている状況であります。本年度につきましては、本市総合防災訓練と同日に市立病院も訓練を行うこととし、さらに市内要配慮者施設などにおいても同日の訓練が可能となるよう調整しているところであります。これらを契機とし、さらに多くの学校、企業、施設などが本市防災の日に合わせて、防災訓練を開催できるよう調整するなど、市民参加のさらなる拡充や意識の高揚につなげてまいりたいと考えております。

次に、訓練後の検証や課題改善、防災啓発についてであります。訓練後の検証については毎年実施しており、県や関係機関、参加団体の声を傾聴し、防災計画の改正やその後の防災訓練に反映しているところであります。また、防災訓練による地域の防災意識の向上と合わせ、ハザードマップ等に関する講座や「わが家の防災マニュアル」及び「富士山火山噴火避難対策ガイドブック」を使った講座を出前講座として企画しております。これらの講座については本市の防災専門官と富士吉田防災士会が中心となって、自治会や各種団体、企業等の要請に応じて年 30 回程度開催させていただいているところであり、今後も積極的な活用を推進してまいります。さらにはCATVやFM放送などの媒体を用いて、防災情報についての呼びかけを実施するなど啓発活動にも努めてまいります。

次に、外国人等の帰宅困難者への情報提供やマニュアルの多言語対応についてであります。外国人を含む帰宅困難者への災害情報の提供につきましては、観光庁が監修する外国人観光客向け災害時情報提供アプリ「Safety tips (セーフティーチップス)」があります。このアプリは、日本語を含む 15 ヶ国語で緊急地震速報や気象特別警報等の災害情報をプッシュ型で通知できるものとなっており、市ホームページにて活用を呼び掛けているところであります。また、県が開設する防災サイト「やまなし防災ポータル」は、8 ヶ国語に対応しており、市ホームページにリンクを貼付することで、外国人観光客や本市に居住する外国人にとって防災情報を収集しやすい環境を整備しているところであります。

なお、本市が市民へ配布している「わが家の防災マニュアル」及び「富士山火山噴火避難対策ガイドブック」の多言語化につきましては、市内外国人在住者の代表言語となる 6 ヶ国語での作成を計画しており、本年度においては英語、中国語、ベトナム語の 3 ヶ国語について作成し、関連事業者と連携したうえで外国人居住者へ配布する予定となっております。

次に、帰宅困難者や一時滞在者への対応についてであります。観光客等につきましては、発災が深夜であった場合を除き、基本的には速やかな帰宅を促すこととなります。しかし、発災直後の被災状況により、帰宅困難者が発生した場合においては、観光事業者等の定めた災害対策に沿って行動していただく、若しくは市民と同様に市の指定避難所や指定緊急避難場所に避難していただくこととなります。

災害対応においては、地震や火山噴火など災害の内容や被災の規模、特にライフラインや公共交通機関等の復旧までの時間等により対応が大きく変動し、事態に即した対応が求められます。いずれにいたしましても、被災状況を把握し、国や県、観光事業者、公共交通事業者等との連携をしっかりと図り、被災者に適切な情報を伝達するなど、市民の安心・安全と併せ、滞在者等を含めた防災・減災対応に努めてまいります。

以上、答弁といたします。

2回目の質問

第1 標題(2回目) 地域防災計画について

地域防災計画について2回目の質問をさせていただきます。

答弁いただきました自主防災組織の活動支援や推進については、行政のバックアップのもと、富士吉田防災士会と自主防災会が自助共助の両輪となり、災害時における市民の安心・安全をより強固なものとなるよう期待します。

続いて、地域防災計画の少し詳細(専門的)な部分になりますが、情報通信システム整備計画と風水害等災害予防計画についてご質問させていただきます。

まず、情報通信システム整備計画についてであります。災害発生時には、停電や通信障害によって、通常の情報伝達手段が使えなくなることを想定しています。そのため、災害時の情報収集と情報共有体制を平時からどのように維持していくのかが重要であります。情報収集伝達体制の整備は、市防災行政放送や県防災行政無線、災害時無線電話の周知活用などが示されており、その他としてアマチュア無線団体などとの協力体制確立が示されています。そこで、市内アマチュア無線団体との協力体制などを含む通信体制の多重化は、現在どうなっているのか、また、その体制のもと非常時通信訓練は実施されているのかについて伺います。

次に、風水害等災害予防計画についてであります。近年は、線状降水帯や局地的豪雨など、従来の想定を超える風水害が全国で頻発しております。本市においても、土砂災害や河川氾濫への備えを、平時から着実に進めていく必要があります。

風水害等災害予防計画では、危険箇所調査や崩壊防止工事、住民周知などを進めると示しております。小明見地区内には、既にお伊勢山が崩落している箇所があり、地

域住民からも不安の声が上がっております。当該箇所について、現在の危険認識、点検状況、復旧計画、崩壊防止対策を、どのように進めているのかについて伺います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

2回目の市長答弁

勝俣大紀議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、情報体制の多重化についてであります。災害時には本市の防災行政放送システムを基本に山梨県防災行政無線システムや警察・消防無線など連絡・通信体制の強化、さらには災害時優先電話の活用を計画しております。

また、先ほど答弁申し上げましたCATVやFM放送などの媒体による情報発信に加え、携帯電話やスマートフォンにおいても、防災アプリなどを活用し、市民への情報発信ができる体制を構築しているところであります。

この携帯電話等につきましては、電気通信事業法第8条により電気通信事業者の責務として災害対策の強化が進み、令和6年に発生した能登半島地震では、速やかに、移動基地局や各避難所への携帯電話等の充電スポット、無線LAN環境が整備されました。電気通信事業者によるこうした災害対策が講じられたことから、携帯電話等も重要な通信伝達手段の一つであると考えております。

次に、アマチュア無線クラブとの協力体制についてであります。現在、一般社団法人日本アマチュア無線連盟山梨県支部の「JARL(ジャール)山梨」には県内の9クラブが登録されております。しかし、市内を拠点とするクラブが所属していない状況でありますので、市内の動向を注視するとともに、引き続き「JARL(ジャール)山梨」との連携の可能性などを検討してまいります。

次に、小明見地区の御伊勢山における崩壊対策についてであります。勝俣議員御質問の箇所につきましては、御伊勢山土地区画整理事業により整備された緑地内の法面であると認識しております。数年前に法面の土砂流出や樹木の根の露出が確認されるなど、一定の注意を要する状況であると捉えております。

現状につきましては、法面下部にコンクリート擁壁と落石防護柵が設置されており、柵の傾き等は確認されておらず、流出した土砂等を一定程度支えているものと認識しております。

これまでの具体的な対応についてであります。崩落が顕著な範囲につきましては、昨年度、ブルーシートにより土砂流出を抑制する緊急措置を講じるとともに、当該法面に沿う歩行者のみ通行可能な市道につきましては、通行止めの措置を行っております。

また、急傾斜地の崩壊対策は、高度な技術と多額の事業費を要することに加え、県が事業主体となる場合が多いことから、県の立会いのもと現地状況を確認してまいりました。その結果、当該箇所は自然法面ではなく、土地区画整理事業において人工的に切土した法面であるため、急傾斜地崩壊対策事業の対象とはならない旨の回答を得ております。

このような状況を踏まえ、本市として工事に着手できるよう、本年度、法面对策に精通した業者と現地立会いを行い、効果的な工法等について検討を進めてまいります。あわせて、引き続き現地の安全確保のため、状況把握に努めるとともに必要に応じて適切な措置を講じてまいります。

以上、答弁いたします。

「締めの言葉」

今回、地域防災計画を改めて確認する中で、平時からの備えと、自主防災組織の実効性の重要性を再認識いたしました。地域住民が安心して暮らしていくためには、行政と地域が連携し、実際に動ける防災体制を構築していくことが必要であると強く感じております。以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。